最終更新日：2024年11月13日
日本化薬株式会社
代表取締役社長　涌元　厚宏
問合せ先：法務部長　小日向 伊知夫　TEL 03-6731-5918
証券コード：4272
https://www.nipponkayaku.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業ビジョンKAYAKU spirit「最良の製品を不断の進歩と良心の結合により社会に提供し続けること」を実現するために、株主、投資家の皆様へのタイムリーかつ公正な情報開示、チェック機能強化による経営の透明性の確保が重要な課題であると認識し、取締役会の合議制による意思決定と監査役制度によるコーポレート・ガバナンスが経営機能を有効に発揮できるシステムであるとの判断に基づき、コーポレート・ガバナンスの拡充・強化を経営上の重要な課題として取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方と方針は、「コーポレートガバナンス基本方針」にまとめ、当社ウェブサイトに開示しております。
https://www.nipponkayaku.co.jp/sustainability/governance/corporate-governance/

【原則1－4　政策保有株式】
(1) 政策保有に関する方針
当社は、当社の中長期的な企業価値を向上させる視点に立ち、取引先との間の事業上の関係を維持・強化することを目的として、政策保有株式を保有いたします。
毎年、個別の政策保有株式について、取締役会にて中長期的な企業価値向上の観点から検証し、継続して保有する必要がないと判断した政策保有株式は、市場への影響を考慮しつつ売却していきます。
(2) 政策保有株式に係る議決権の行使基準
議決権行使については、保有企業の中長期的な企業価値向上の観点から、当社の保有する株式の価値が向上する場合は賛成し、毀損する場合は反対票を投じます。なお、必要に応じて議案の内容について、発行会社と対話をいたします。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社は、取締役会規程において、取締役が競業取引または自己取引を行う場合は、事前に取締役会の承認を要し、その結果も改めて取締役会へ報告することを定めております。また、当該手続に加え、事業年度末に取締役及び監査役に対して、本人及びその二親等以内の近親者による当社グループとの取引の有無について確認しております。
主要株主及び関連会社との重要な取引に関しては、取締役会の承認を要することを取締役会規程に定めております。

【原則2－4　女性の活躍推進を含む社内の多様性の確保】
【補充原則2－4－1　中核人材の多様性確保、人材育成方針と社内環境整備方針】
当社の中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と目標、および多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針は当社ウェブサイト等を通じて開示しております。なお、女性、外国人およびキャリア採用者の管理職への登用実績については、本報告書「III　株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」に記載していますのでご参照ください。
人材マネジメント（人材育成方針・社内環境整備方針）
https://www.nipponkayaku.co.jp/sustainability/management/human-management/
雇用の維持・拡大と人材育成（多様性の考え方、各種研修プログラム等）
https://www.nipponkayaku.co.jp/sustainability/social/human-resource/

【原則2－6．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社の規約型確定給付企業年金は、確定給付企業年金法令等及び当社で定めた規約に基づいて以下の運営体制を整備し、運営されております。
①年金資産の適切な運用管理と確定給付企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反の適切な管理のため、当社経理部、経営企画部、人事部及び日本化薬労働組合から選出された委員による年金資産運用委員会を組織し定期的に開催しております。
②年金給付を将来にわたり確実に行うため、年金資産の運用に関する基本方針及び年金資産構成割合を策定しております。
③年金資産運用委員会では、専門性を担保するため外部コンサルタントを採用・連携して定期的に年金資産の運用に関する基本方針及び年金資産構成割合を見直している他、運用機関の運用実績・運用方針・運用体制等のモニタリング並びに評価を行っております。

【原則3－1　情報開示の充実】
【補充原則3－1－3　サステナビリティの取組み】
(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画、サステナビリティ、人的資本や知的財産への投資
当社の企業ビジョンKAYAKU spirit、サステナブル経営基本方針（経営戦略・中期事業計画等）、サステナビリティの取組み、人的資本や知的財産

への投資等につきましては、当社ウェブサイト等を通じて開示しております。
企業ビジョン
https://www.nipponkayaku.co.jp/company/vision/kayakuspirit.html
サステナブル経営基本方針
下記URLのサステナブルマネジメント＞サステナブル経営＞方針・基本的な考え方からご参照ください。
https://www.nipponkayaku.co.jp/sustainability/management/
経営戦略
https://www.nipponkayaku.co.jp/ir/managementpolicy/strategy.html
サステナビリティ情報
https://www.nipponkayaku.co.jp/sustainability/
人的資本
https://www.nipponkayaku.co.jp/sustainability/management/human-management/
人的資本経営の取組み
下記URLから「2024年3月期　有価証券報告書」＞2．[サステナビリティに関する考え方及び取組]＞② 人的資本経営の取組　をご参照ください。
https://www.nipponkayaku.co.jp/ir/library/securities.html
知的財産
https://www.nipponkayaku.co.jp/rd/ip.html
データ集
https://www.nipponkayaku.co.jp/sustainability/other/data/
気候変動に係るリスク及び収益機会の開示
当社は、2022年3月にTCFD提言に賛同しました。気候変動に関する「リスク」と「機会」が当社グループの事業活動、経営戦略、財務計画にもたらす影響がより大きいと考えられる複数の事業分野についてシナリオ分析を行い、その結果や目標に対する進捗を、当社ウェブサイト等を通じて開示しております。
https://www.nipponkayaku.co.jp/sustainability/environment/
(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
基本的な考え方については、本報告書「Ⅰ－1．基本的な考え方」に記載していますのでご参照ください。
(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
経営陣幹部の報酬決定方針と手続については、取締役会の諮問に応じて、指名・報酬諮問委員会が審議し、取締役会に答申され、取締役会で決議します。また、取締役の報酬決定方針と手続は、本報告書の「Ⅱ　1．機関構成・組織運営等に係る事項 [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。
(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役・監査役候補者の選任や取締役・監査役の解任、代表取締役の選定や解職は、取締役会の諮問に応じて、指名・報酬諮問委員会が審議し、取締役会に答申され、取締役会で決議します。
(5) 取締役会が上記 (4) を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役・監査役候補を株主総会において提案し、または取締役・監査役を解任する場合には、株主総会参考書類においてその理由を開示することといたしております。その内容につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております第167回定時株主総会招集ご通知をご参照ください。
https://www.nipponkayaku.co.jp/ir/stock/meeting.html
また、社外監査役の選任の理由は、本報告書の「Ⅱ　1．機関構成・組織運営等に係る事項 [監査役関係]」に記載しておりますので、ご参照ください。

[補充原則4－1－1　経営陣への委任の範囲]
当社は、法令・定款等に基づく取締役会規程において、取締役会の付議事項を明確に定めております。また、職務権限規程を定め、経営陣が執行できる範囲を明確に定めております。取締役会は、取締役会規程に基づき、経営方針・経営戦略や業務執行上の重要案件等について決議するとともに、必要に応じ、経営陣に委任した業務執行が適切に行われているかを監督するために、業務執行状況を取締役会に報告することを求めております。

[原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準および資質]
当社は、社外役員 (社外取締役および社外監査役) の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性があるものと判断いたします。
(1) 当社および当社の重要な子会社 (以下「当社グループ」という。) を主要な取引先とする者、またはその親会社若しくは重要な子会社の業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人である者 (以下「業務執行者」という。)
(2) 当社の主要な取引先である者またはその業務執行者
(3) 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関またはその親会社若しくは子会社の業務執行者
(4) 当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等 (当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
(5) 当社から年間1,000万円を超える寄付または助成を受けている者 (当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者)
(6) 当社グループの主要株主またはその業務執行者
(7) 当社グループから取締役を受け入れている会社またはその親会社若しくは子会社の業務執行者
(8) 過去5年間において、上記 (1) から (7) に該当していた者
(9) 上記 (1) から (8) に該当する者が重要な地位にある者である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
(10) 当社または当社の子会社の取締役、執行役員または支配人その他の重要な使用人である者の配偶者または二親等内の親族
(注)
1．(1) において、「当社の重要な子会社」とは、直近事業年度において、当社 (単体) の売上、総資産、利益、借入額のいずれか20%以上を有する子会社をいう。
「当社グループを主要な取引先とする者」とは、「直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた者」をいう。
2．(2) において、「当社の主要な取引先である者」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上支払いを当社に行っている者」をいう。
3．(3) において、「主要な金融機関」とは、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者」をいう。
4．(4) において、「一定額」とは、「年間1,000万円」または「弁護士等、もしくは弁護士等が所属する法人、組合等の団体の年間売上の2%」のいずれか高い方をいう。
5．(6) において、「主要株主」とは、議決権所有割合10%以上 (直接保有、間接保有の双方を含む。) の株主をいう。
6．(9) において、「重要な地位にある者」とは、取締役 (社外取締役を除く。)、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人並

びに法律事務所に所属する者のうちパートナー以上の職位を有する弁護士、監査法人または会計事務所に所属する者のうちパートナーないし社員以上の職位を有する公認会計士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事および監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

【補充原則４－１０－１　任意の仕組みの活用】
当社は任意の委員会である指名・報酬諮問委員会を設置しております。取締役等の指名・報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、委員６名のうち、4名を独立社外取締役で構成しております。取締役会の諮問に応じて、取締役および監査役の選解任、代表取締役の選定・解職、取締役および監査役の報酬（報酬体系等）、その他取締役会が必要と認めた事項について審議し、取締役会に答申します。委員会の過半数を独立社外取締役が占めており、委員会の独立性を担保できていると考えております。

【原則４－１１　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
【補充原則４－１１－１　スキルの特定、他社での経営経験を有する独立社外取締役】
当社は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たし、経営の意思決定を迅速に行うために、取締役の員数を10名以内にするとともに、当社の事業やその課題に精通する者が一定数必要であることに加え、取締役会の独立性・客観性を担保するため、取締役会のメンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することが重要であると考えております。
当社では、指名・報酬諮問委員会において、経営戦略に照らして当社が必要とする取締役のスキルを特定し、取締役会に答申することにしております。
また、他社での経営経験を有する独立社外取締役については、本報告書の「Ⅱ　経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」に記載しておりますので、ご参照ください。
スキル・マトリックスについては、当社ウェブサイト等を通じて開示しております。
https://www.nipponkayaku.co.jp/company/skillmatrix.html

【補充原則４－１１－２　取締役・監査役の兼任状況】
当社は、取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況を、事業報告・株主総会参考書類および有価証券報告書において、毎年開示しております。

【補充原則４－１１－３　取締役会全体の実効性の分析・評価】
当社は、2023年度には、中核人材の多様性の確保や人材育成方針・社内環境整備方針の議論、取締役会における経営戦略の議論をより高めるためにITツールを活用した議案説明資料の迅速な提供等の取組みを実施しました。
2024年１月に、全取締役および全監査役を対象とした2023年度の取締役会の実効性評価アンケートを自社で実施しました。アンケートでは、取締役会の構成、機能、運営や社外取締役・社外監査役に対する情報提供の観点での評価および取締役会に関する自由な意見を回答し、その内容を取締役会にて分析・評価いたしました。
今回の分析・評価においては、今までのアクションプランで実施した各種改善により、相対的に評価結果の向上が見られました。
全体としては、取締役会はその役割や責務を実効的に果たしていることが確認されました。一方、人的資本に関する議論については、2023年３月度取締役会にて人材育成方針・社内環境整備方針を策定したものの、引き続き人的資本経営に関する議論の深化が必要との結果でした。中核人材の多様性の確保や人材育成方針・社内環境整備方針など、人的資本に関する施策に対する議論および監督の充実、事業ポートフォリオ戦略やPBR向上に焦点を当てた対策やモニタリングの議論の充実等、取締役会としてなお一層の取組み課題も認識されましたので、2024年３月度の取締役会において、2024年度に取締役会として取り組むべきアクションプランを策定し同年4月以降着実に実施しております。
今後も当社取締役会の実効性をさらに高めていくための継続的な取り組みを行ってまいります。

【補充原則４－１４－２　取締役・監査役のトレーニングの方針】
当社は、取締役・監査役就任時に、上場会社の取締役・監査役として期待される役割・責務、関連法令およびコンプライアンスに関する知識習得を目的とする研修を実施いたします。また、就任後も、業務を通じて習得した分野以外の領域の知識を習得するために役員自らがトレーニングや研鑽を行える機会を提供いたします。
社外取締役・社外監査役に対しては、当社の事業・業績・組織等を十分説明することとし、主要な事業拠点訪問等の機会を提供いたします。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主・投資家へのタイムリーかつ公平な情報開示を行うとともに、株主・投資家との間で建設的な対話を促進し、これにより当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。
このような考えに基づき、当社は、ＩＲ管掌役員を株主・投資家との対話全般の統括責任者とし、主管部署であるコーポレート・コミュニケーション部が社内関連部署と連携して、決算説明会等を定期的に開催するなど、株主・投資家との対話の実現に努めております。
また、株主・投資家との対話に際しては、一部の方のみにこれを提供することがないよう情報管理の徹底に努めるとともに、対話において把握された意見等を定期的に経営陣幹部に報告しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】【英文開示有り】【アップデート日付：2024/11/13】
当社は中期事業計画KAYAKU Vision 2025の基本戦略に基づき、５つの全社重要課題、収益力の強化、資本効率の向上、持続可能な社会への貢献に取り組み、資本コストや株価を意識した経営の実現を図ります。詳細は、下記リンク先をご参照ください。
新中期事業計画説明会 資料
https://ssl4.eir-parts.net/doc/4272/ir_material_for_fiscal_ym4/117538/00.pdf
2024年３月期　決算説明会資料
https://ssl4.eir-parts.net/doc/4272/ir_material_for_fiscal_ym4/155484/00.pdf
2025年３月期　第２四半期　決算説明会資料
https://ssl4.eir-parts.net/doc/4272/ir_material_for_fiscal_ym4/166811/00.pdf

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	24,826,300	14.97
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	13,745,000	8.29
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	12,406,700	7.48
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	6,152,700	3.71
カヤベスタークラブ	6,139,600	3.70
株式会社三菱UFJ銀行	5,090,000	3.07
株式会社常陽銀行(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	5,089,000	3.07
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	4,960,700	2.99
明治安田生命保険相互会社(常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	4,843,482	2.92
全国共済農業協同組合連合会(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	4,190,000	2.53

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

・株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJアセットマネジメント株式会社から2024年3月18日付で大量保有報告書の変更報告書が提出されておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
・三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社から2024年3月22日付で大量保有報告書の変更報告書が提出されておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
太田洋	弁護士										△	
藤島安之	他の会社の出身者								△			
房村精一	弁護士											
赤松育子	公認会計士						△					

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
太田洋	○	太田　洋氏は、当社と金銭の寄付および研究取引のある国立大学法人東京大学教授を兼任しておりましたが、2016年3月に退任しております。	太田　洋氏は、弁護士としての豊富な経験・知見を有し、また企業法務に精通しており、当社社外監査役を務め、当社内部にも通暁し、取締役会での監督機能がより高まることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、選任するものであります。 さらに、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
藤島安之	○	藤島安之氏は、当社と取引のある双日株式会社に所属しておりましたが、2010年3月に退職しております。	藤島安之氏は、総合商社の経営者としての豊富な経験・知識を有しており、当社の経営全般に対して提言をいただけることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、選任するものであります。 さらに、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
房村精一	○	―――	房村精一氏は、司法機関における豊富な経験と法律の専門家として培われた高い見識のもと、当社の経営全般に対して助言をいただけることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、選任するものであります。 さらに、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
赤松育子	○	赤松育子氏は、当社の会計監査人であるＥＹ新日本有限責任監査法人に所属しておりましたが、2010年10月に退職しております。	赤松育子氏は、公認会計士や公認不正検査士として豊富な経験・知見を有しており、当社の経営全般に対して提言をいただけることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、選任するものであります。 さらに、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	6	0	2	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	6	0	2	4	0	0	社内取締役

補足説明

取締役等の指名・報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会により選定された3名以上の取締役（その過半数は独立社外取締役）で構成され、取締役会の諮問に応じて、取締役および監査役の選解任、代表取締役の選定・解職、取締役および監査役の報酬（報酬体系等）、その他取締役会が必要と認めた事項について審議し、取締役会に答申します。
2020年6月25日に設置され、現在は、代表取締役社長、人事・法務管掌取締役および独立社外取締役4名の、6名で構成されております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と監査部は3ヶ月に1回定期的に情報交換する等、意思疎通を図り、情報の収集と監査の実効性、効率性の向上を図っております。監査部J-SOX担当とは、さらに年間2回のJ-SOX評価に関する報告会（内、1回は会計監査人も同席）を開催しております。また、監査役と内部統制推進部コンプライアンス、リスクマネジメント担当は3ヶ月に1回定期的な情報交換会及び連携を図っております。
監査役は、会計監査人が作成した期首の監査計画書の受領、期中の意見交換、期末棚卸時の立会い等を通じて会計監査人と意思疎通を図るとともに、会計監査人から四半期ごとのレビュー及び期末決算の監査結果について報告及び説明を受けております。
会計監査人と監査部J-SOX担当は、定期的に情報交換を行って連携を図っております。
以上のように、監査役、会計監査人及び内部監査部門は相互に連携をとり、監査の実効性、効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
若狭一郎	他の会社の出身者										△			
岩﨑淳	公認会計士								△					
鳥山恭一	学者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
若狭一郎	○	若狭一郎氏は、当社と金銭借入等の取引のある明治安田生命保険相互会社の取締役を務めておりましたが、2014年7月に退任しております。なお、当社の2024年3月31日現在の借入金残高のうち、同社の占める割合は、6％程度です。	若狭一郎氏は、生命保険会社の経営者として経営管理に精通されていることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任するものであります。さらに、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。

岩﨑淳	○	岩﨑淳氏は、当社の会計監査人であるＥＹ新日本有限責任監査法人に所属しておりましたが、2005年８月に退職しております。	岩﨑淳氏は、公認会計士として培われた専門的な知識･経験と高い見識を当社の監査体制に活かせることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任するものであります。さらに一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
鳥山恭一	○	―――	鳥山恭一氏は、大学院における会社法や商法を専門とする教授として培われた深い知識･経験と高い見識を有し、また企業法務に精通しており当社の監査体制に活かせることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任するものであります。さらに、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	７名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

取締役の成果責任を明確にし、公平性･透明性を高めるために、2005年８月に、年功報酬的色彩の濃い「役員退職慰労金制度」を廃止し、「連結業績連動賞与制度」を採用しております。また、2021年６月に、一定の株式譲渡制限期間および当社による無償取得事由などの定めのある当社普通株式を割り当てる報酬制度である、譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。取締役報酬制度は「月額報酬」、「連結業績連動賞与」と「譲渡制限付株式報酬」で構成しております（社外取締役は除く）。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2024年３月期の取締役の報酬等の総額　12名　389百万円
取締役の報酬等の総額には、当期中に役員賞与引当金として計上した額を含んでおり、この他、当期に計上した過年度の業績連動賞与金の額は２百万円であります。
取締役の報酬額については、事業報告及び有価証券報告書において開示しており、事業報告及び有価証券報告書は当社ウェブサイト（https://www.nipponkayaku.co.jp/）に掲載しております。
なお、有価証券報告書においては、報酬等の総額が１億円以上の取締役について個別に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬に関する事項について、その妥当性と決定プロセスの透明性を確保するため、取締役会の諮問に応じて、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会の審議・答申を踏まえて、2021年6月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めました。
当社の取締役の報酬は、当社の企業ビジョンKAYAKU spiritの実現に向けて、企業価値の持続的な向上と株主との価値共有を図るインセンティブとして十分に機能するとともに、優秀な人材確保の観点から競争力のある水準の報酬体系とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬およびインセンティブ報酬（業績連動賞与金・株式報酬）により構成します。また、業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は、その職責に鑑み、基本報酬のみとします。
業務執行取締役の基本報酬額は、代表権の有無や担当職務などの客観的な各要素に対する基準となる金額の合計額によって定め、月例の金銭報酬として支給します。
個々の業務執行取締役の業績連動賞与金は、連結営業利益の年度計画達成率、連結営業利益の直近3年実績平均に対する増減率および中期事業計画における自己資本当期純利益率（ROE）目標値の達成度等を基準として、担当する部門の業績、中長期重点課題目標の達成度合等を加味してこれを算出し、毎年、事業年度終了後の一定の時期に金銭で支給します。当該業績指標を選定した理由は、連結営業利益において主に短期的な業績向上に対する意識を高めるとともに、ROE8％以上の達成を目標とすることで中期事業計画の達成および当社サステナブル経営の実践に対する意識を高めることに最も適切な指標であると判断したからであります。
株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値および株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行取締役に対し、一定の譲渡制限期間の定めのある譲渡制限付株式を毎年、一定の時期に付与します。付与する株式報酬に相当する金銭報酬債権および付与する株数は、役位、職責、株価等を踏まえて決定します。
業務執行取締役の種類別の報酬の割合については、概ね基本報酬(60%)、インセンティブ報酬（40%）とし、役位、職責等を踏まえて決定します。
取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性などの多角的な検討を行ったうえで取締役会に答申し、取締役会は指名・報酬諮問委員会の答申を受けて審議・決定しております。
監査役の報酬は、取締役の職務の執行を監査するという職責に鑑み、固定報酬のみとしており、個々の監査役の報酬額は、年間報酬限度額内で、監査役の協議によりこれを決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役は、取締役会等重要会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、経営戦略会議や監査役と代表取締役との意見交換会への出席を通じて、当社経営の監督にあたっていただいております。
社外監査役は、取締役会等重要会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、経営戦略会議や代表取締役との意見交換会への出席を通じて、当社の経営方針を含む経営全般の状況を把握、理解しております。また、常勤監査役から社外監査役に対して、サステナブル経営会議の内容、実地監査の結果等について、適宜概要説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
鈴木　政信	相談役	当社からの相談要請に応じ、経験・知見に基づき助言する業務	非常勤、報酬有	2019/06/25	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名

その他の事項

・相談役は、取締役会の決議をもって選任しております。
・相談役の任期を更新する場合も、取締役会で決議するものとしております。
・相談役は、当社からの相談要請に応じて助言を行うものであり、当社の経営や業務執行および監督には関与しておりません。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要）

1）経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理体制

当社は、事業環境の変化に迅速に対応し、柔軟な業務執行を行うために「執行役員制度」を導入し、経営の「意思決定･監督機能」と「業務執行機能」の役割を明確に分離し、それぞれの機能を強化して適切な意思決定と迅速な業務執行を行います。

･取締役会（月1回開催）

経営の意思決定を迅速に行うために、取締役の定員を10名以内とし、業務執行に関する重要事項について、法令･定款の定めに則った取締役会規程に基づいて決定を行うとともに、監督機能の一層の強化に努めております。第167期事業年度は、経営戦略、事業計画、財務戦略、決算関連、人事関連を中心とした審議、及び事業領域の戦略や全社重要課題の取組と進捗の確認を中心に議論しました。取締役会は、提出日現在、代表取締役社長の涌元厚宏を議長とし、石田由次、川村茂之、島田博史、井上晋司、武田真、太田洋（社外取締役）、藤島安之（社外取締役）、房村精一（社外取締役）、赤松育子（社外取締役）の取締役10名で構成されており、うち4名が社外取締役であります。また監査役5名が出席し、取締役を兼務しない役付執行役員1名がオブザーバーとして出席しております。

なお、第167期事業年度における取締役の出席状況は、涌元厚宏、渋谷朋夫、石田由次、明妻政福、藤島安之が100%（14回中14回出席）、井上佳美、川村茂之、赤松育子が100%（11回中11回出席）、三上浩、小泉和人が100%（3回中3回出席）、太田洋が92%（14回中13回出席）、房村精一が85%（14回中12回出席）でした。また、監査役の出席状況は、町田芽久美、東勝次、尾崎安央、若狭一郎が100%（14回中14回出席）、和田洋一郎が100%（11回中11回出席）、小嶋章弘が100%（3回中3回出席）でした。

･指名･報酬諮問委員会

取締役等の指名･報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート･ガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会により選定された3名以上の取締役（その過半数は独立社外取締役）で構成され、取締役会の諮問に応じて、取締役および監査役の選解任、代表取締役の選定･解職、取締役および監査役の報酬（報酬体系等）、その他取締役会が必要と認めた事項について審議し、取締役会に答申します。

･サステナブル経営会議（週1回開催）

経営及び業務執行に関する重要な事項について審議し、または報告を受け、審議事項については、サステナブル経営会議構成員が審議を尽くした上で議長である社長執行役員が決定しております。サステナブル経営会議は、提出日現在、社長執行役員の涌元厚宏を議長とし、石田由次、川村茂之、島田博史、井上晋司、武田真、加藤康仁の役付執行役員7名で構成されております。またオブザーバーとして常任監査役である町田芽久美が出席しております。

･執行役員会議（四半期に1回開催）

取締役会で選任された会社の業務執行を担当する執行役員（30名以内）で構成し、社長が議長を務め、取締役会及び社長から委任された業務の執行状況その他必要な事項について報告しております。執行役員会議は、提出日現在、社長執行役員の涌元厚宏を議長とし、石田由次、川村茂之、島田博史、井上晋司、武田真、加藤康仁、川村勉、吉岡乾一郎、藤田卓三、湯屋秀之、加藤芳則、清柳正幸、児玉聖一郎、赤谷宜樹、永井祐子、犬伏敦郎、前田繁、加々谷重英、青野雅子、久保山剛、税本敦也、石井一彦、末續肇、小林修一、池田真也の執行役員26名で構成されております。またオブザーバーとして社外取締役4名、監査役5名が出席しております。

･経営戦略会議（年2回開催）

取締役会で決議された当社グループの基本方針、経営戦略など経営全般に関する重要事項を経営幹部に情報伝達し、周知徹底を図っております。

･監査役会（月1回開催）

監査役会規程に基づき、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行っております。監査役会は、提出日現在、常任監査役の町田芽久美を議長とし、和田洋一郎、若狭一郎（社外監査役）、岩﨑淳（社外監査役）、鳥山恭一（社外監査役）の監査役5名で構成されており、うち3名が社外監査役であります。

･コーポレート･ガバナンス体制の一環として、以下の委員会を設置、定例その他必要の都度開催し、内部統制の整備を行っています。

1）倫理委員会（年2回開催）

社長の指名を受けた役付執行役員を委員長、本社各事業領域、各部の代表者から構成され、「日本化薬グループ行動憲章･行動基準」の順守に関する方針、具体策を決定するとともに、相談事案、発生事案の対応と再発防止策を検討、決定しております。

2）危機管理委員会（年2回開催）

社長の指名を受けた役付執行役員を委員長、本社各事業領域、各部の代表者から構成され、日本化薬グループの企業経営、事業活動が甚大な損害を被るリスクの未然防止、緊急事態発生時の対応、収束後のダメージ修復活動等の危機管理体制を構築管理しております。

･上記以外に、職務権限規程を定め、会社の業務組織、業務分掌、管理監督職位の権限と責任を明確にし、業務の組織的かつ能率的運営を図るとともに、責任体制を確立しております。

2）内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

当社は、不正･誤謬の未然防止、業務の効率化、資産の保全等のコーポレート･ガバナンスの強化に資するために、内部統制システムの構築の基本方針に従って社長直轄の組織として監査部を設置し、年度監査計画に基づき、国内外のグループ会社を含む全部門を対象として業務監査を実施しております。監査部は、その監査結果をその都度代表取締役および監査役に報告するとともに、取締役会にも社内データベースを用いて定期的に報告しております。監査役および監査役会は、監査部より報告された監査結果について取締役会に報告する必要があると認めた場合、当該監査結果を取締役会に報告することとしております。内部監査を担当する監査部の人員は7名であります。

監査役監査について、各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画及び監査業務分担に基づき、取締役会その他の重要会議への出席、重要書類の閲覧、業務執行状況の監査等を通じ、独立した立場から取締役の職務の遂行状況の監視、監督を行っております。

会計監査について、会計監査人にＥＹ新日本有限責任監査法人を選任し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査が公正不偏な立場から実施される環境を整備しております。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりです。

1．会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

･業務を執行した公認会計士の氏名（継続監査年数）

春日　淳志（2年）

清水　幹雄（2年）

･所属する監査法人名

ＥＹ新日本有限責任監査法人

2．会計監査業務に係る補助者の構成　公認会計士11名、会計士試験合格者10名、その他22名

3）非業務執行取締役、監査役が会社との間で締結している責任限定契約（会社法第427条第1項に規定する契約）の内容（概要）

非業務執行取締役及び監査役がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める額を限度として損害賠償責任を負う。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の合議制による意思決定と監査役制度によるコーポレート・ガバナンスが、経営機能を有効に発揮できるシステムと判断し、上記2．の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2024年6月4日に発送しております（株主総会日は、2024年6月26日）。 また、東京証券取引所および当社ウェブサイトには、発送日7日前である2024年5月28日に招集通知を開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2024年6月26日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2007年定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2007年定時株主総会より、（株）ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ウェブサイトに、招集通知（狭義）、参考書類を開示しております。
その他	当社ウェブサイトに、招集通知及び決議通知を開示しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの内容につきましては、当社ウェブサイト（https://www.nipponkayaku.co.jp/ir/disclosure.html）をご覧ください。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに1回開催しております。第167期事業年度は、決算発表後、第1、第3四半期をカンファレンスコール方式で、2023年7月31日、2024年1月31日に、第2、第4四半期を説明会方式及びカンファレンスコール方式の併用で、2023年11月8日、2024年5月14日に実施しました。 実施内容は、第2四半期および第4四半期については説明者を社長及び経理担当役員、第1、第3四半期については説明者を経営戦略担当役員として、当期の決算内容、事業状況及び翌期の事業見通しについて説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社では、IRに関する情報についてホームページで公開しております（https://www.nipponkayaku.co.jp/）。 当社のホームページにおいては、決算情報、IRにかかわる適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、業況説明会において使用した資料について開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社はIRを担当する部署としてコーポレート・コミュニケーション部を設置しております。当部を管掌する役員は代表取締役副社長執行役員石田由次、IR事務連絡責任者は居川雅紀（TEL:03-6731-5237）です。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社では、「日本化薬グループのＣＳＲレポート」にて、環境責任や社会的責任、経済的責任を果たすＣＳＲ活動を報告しています。 2011年からは、冊子はダイジェスト版とし、ウェブサイト”サステナビリティ”にて、日本化薬グループの活動事例、環境データの詳細を掲載し、和文･英文で公開しています（https://www.nipponkayaku.co.jp/）。 2022年６月に、ＣＳＲ経営委員会をサステナブル経営会議に統合しました。
その他	2021年６月開催の第164回定時株主総会において、女性の監査役を１名選任し、また、2023年６月開催の第166回定時株主総会において、女性の独立社外取締役を１名選任しました。さらに、2023年4月1日付で女性の執行役員を1名、2024年４月１日付で女性の執行役員を１名選任するとともに、2023年6月度の監査役会において、女性の常任監査役を選定いたしました。 当社では、一定の条件を満たした従業員は性別、国籍、新卒･キャリアの区別なく、管理職登用にチャレンジする仕組みを設けています。年々管理職登用にチャレンジする女性が増えており、また、女性の管理職の人数も増えております。 2024年３月31日現在の管理職に占める割合は、女性従業員が8.7%、外国人採用者が0.2%、キャリア採用者が35.6%（ともに当社単体）となっております。 2024年度末までに女性管理職比率は10%、外国人管理職比率は0.6%、キャリア採用者の管理職比率は38%を目標としております。 当社監査役会は、全監査役を対象とし2024年３月末日を基準として、初めて監査役会の実効性評価アンケートを実施しました。その結果は2024年度の監査計画に反映させる予定です。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1）日本化薬グループ行動憲章･行動基準を制定し、取締役及び使用人に徹底するものとする。
2）倫理委員会を設置し、当該委員会は法令･社内規程の遵守に関する方針の決定及び法令･社内規程違反事案への対応と再発防止策の検討･決定を行うものとする。
3）倫理委員会規程を制定し、適宜見直しを行うものとする。
4）コンプライアンス担当部門として内部統制推進部コンプライアンス担当を設置し、当該担当はコンプライアンス行動計画の策定及び実施、並びに倫理委員会の運営に関する事務･調整を行うものとする。
5）コンプライアンス担当は、取締役及び使用人に対しコンプライアンス教育研修を定期的に実施し、コンプライアンスを尊重する意識を高めるものとする。
6）内部監査部門として監査部を設置し、当該部はコンプライアンス担当と連携し法令等の遵守状況を監査するものとする。
7）法令･社内規程上疑義のある行為について、使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス･ホットラインを設置し運営するものとする。
8）法令･社内規程に違反する行為については就業規則及び懲戒規程に従って対応することとする。
9）サステナブル経営会議はディスクロージャー体制の整備を行うものとする。
10）財務報告の信頼性を確保するための体制の整備と運用状況の評価を担当する部門として監査部J-SOX担当を設置し、定期的に当該体制の整備･運用状況を評価するとともに代表取締役に評価結果の報告を行うこととする。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、企業情報管理規程等の社内規程に従うものとする。
2）取締役の職務の執行に係る文書等について、取締役及び監査役は必要に応じ閲覧できることとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1）危機管理委員会を設置し、当該委員会は危機管理体制の構築、危機発生時の対応及び再発防止策の立案にあたるものとする。
2）危機管理委員会規程及び危機管理規程等を制定し、定期的な見直しを実施することとする。
3）リスクマネジメント統括部門として内部統制推進部リスクマネジメント担当を設置し、当該担当は危機管理委員会の運営に関する事務･調整を行うものとする。
4）リスクマネジメント担当は全社的なリスクを把握し、リスク毎の責任部署を設定し具体的対応策を策定するものとする。また、新たに発生したリスクについては、速やかに責任部署を定めることとする。
5）リスクマネジメント担当は、リスク管理に関する教育研修を定期的に実施するものとする。
6）監査部を設置しリスクマネジメントに関する監査を行うものとする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1）事業計画を策定し達成すべき目標を明確化するとともに、取締役会を毎月開催するほか、必要に応じ適宜開催し、取締役会規程に定める経営及び業務執行に関する重要事項について決議することとする。
2）経営の意思決定･監督機能と業務執行機能の分離を進め、かつそれぞれの機能強化を図るため、執行役員制度を採用するものとする。
3）サステナブル経営会議規程に定める経営及び業務執行に関する重要事項についてサステナブル経営会議において定期的に審議するものとする。
4）職務権限規程に基づき業務組織、業務分掌を定め、責任者並びにその職務の範囲及び責任権限を定めるものとする。

5．株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 各子会社は、当社に準拠した行動憲章・行動基準を策定し、それを遵守することとする。当社はその策定・遵守状況に関し各子会社より報告を受けるものとする。
2) グループ経営規程を定め、子会社は、経営上の重要事項に関して、当社と協議するものとする。
3) グループ経営規程に基づき子会社を所管する部署を定めることとする。当該所管部署は各子会社の事業運営に関して助言、協力を行うこととする。
4) 各子会社は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するものとする。
5) 各子会社においてリスク管理体制を構築し、それを維持することとする。
6) 法令上疑義のある行為等について、子会社の使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置し運営することとする。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1) 監査役は、監査業務に必要な事項を監査部に依頼することができるものとする。
2) 監査部を通じ監査役より上記の依頼を受けた使用人は、その依頼に関して取締役及び上位職位の指揮命令を受けないものとする。
3) 監査役の職務を補助するまたは補助すべき使用人の異動に関し、当社は、監査役と協議するものとする。

7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
1) 監査役は、サステナブル経営会議及び経営戦略会議等重要な会議に出席し、意見を述べることができるものとする。
2) 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事象が発生しまたは発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人が違法又は不正な行為を発見したとき、その他ホットラインの通報等監査役が報告すべきものと定めた事象が発生したときは、監査役に報告するものとする。
3) 監査役に上記の報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
4) 監査部は、内部監査の結果を監査役に報告するものとする。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1) 監査役から会社情報の提供を求められたときには、取締役及び使用人は遅滞無く提供できるようにするなど、監査役監査の環境を整備するよう努めるものとする。
2) 監査役は代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また監査部との連携を図るものとする。
3) 監査役が専門性の高い法務・会計に関して専門家に相談できる機会を保障することとする。
4) 監査役の職務に係る費用については、監査役の請求に基づき会社が負担するものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、『日本化薬グループ行動憲章』において、「日本化薬グループは、反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、不当不法な要求には応じません。」と宣言し、当該『日本化薬グループ行動憲章』を当社ホームページに掲載しております。
また、法務部を対応総括部署とし、平素から警察等関連機関や地域企業等からの情報収集に努めるとともに、事案発生時には、警察、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を構築しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――

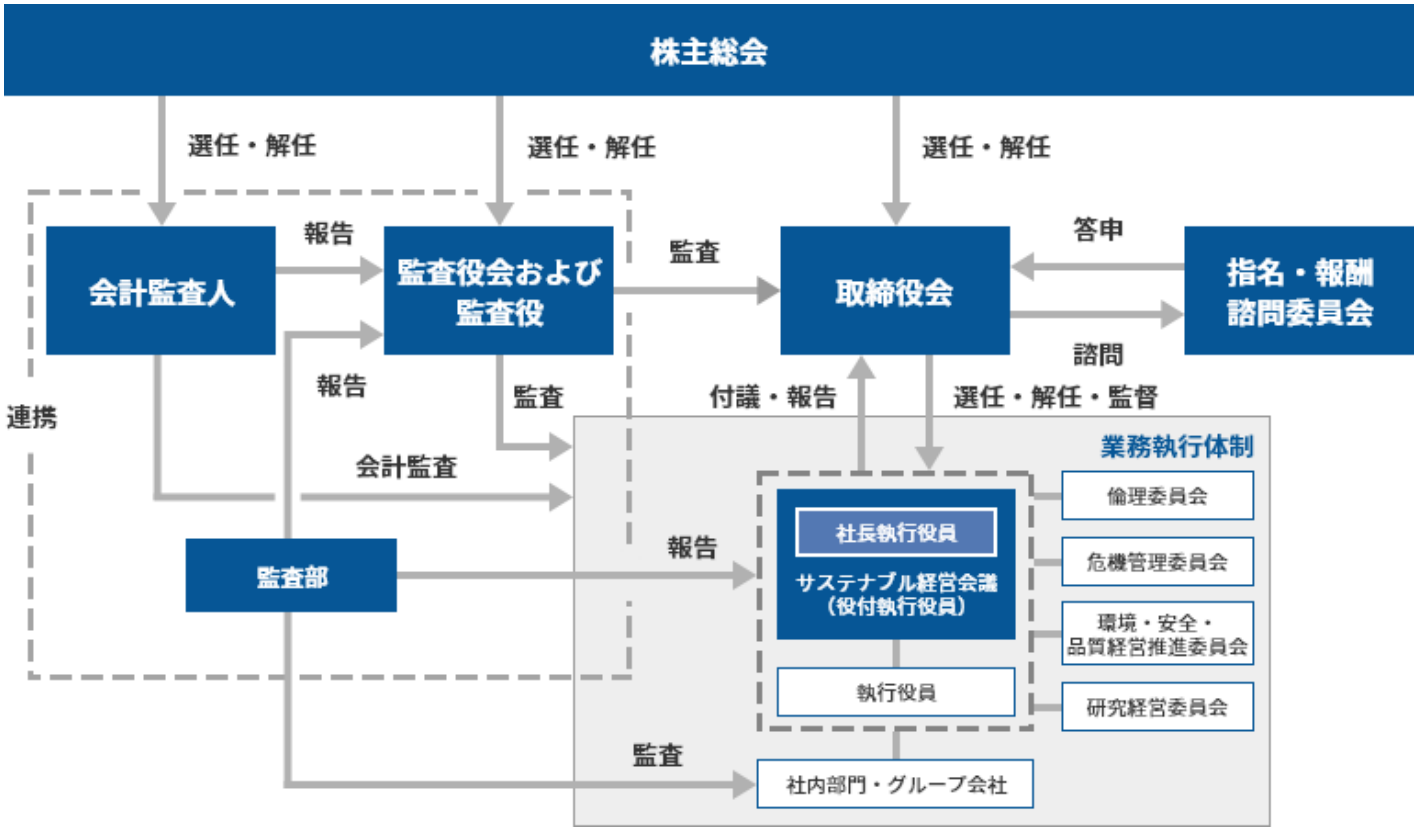
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
会計監査人
報告
監査役会および
監査役
監査
取締役会
答申
指名・報酬
諮問委員会
諮問
連携
報告
監査
付議・報告
選任・解任・監督
業務執行体制
会計監査
社長執行役員
サステナブル経営会議
（役付執行役員）
倫理委員会
危機管理委員会
環境・安全・
品質経営推進委員会
研究経営委員会
監査部
報告
執行役員
監査
社内部門・グループ会社

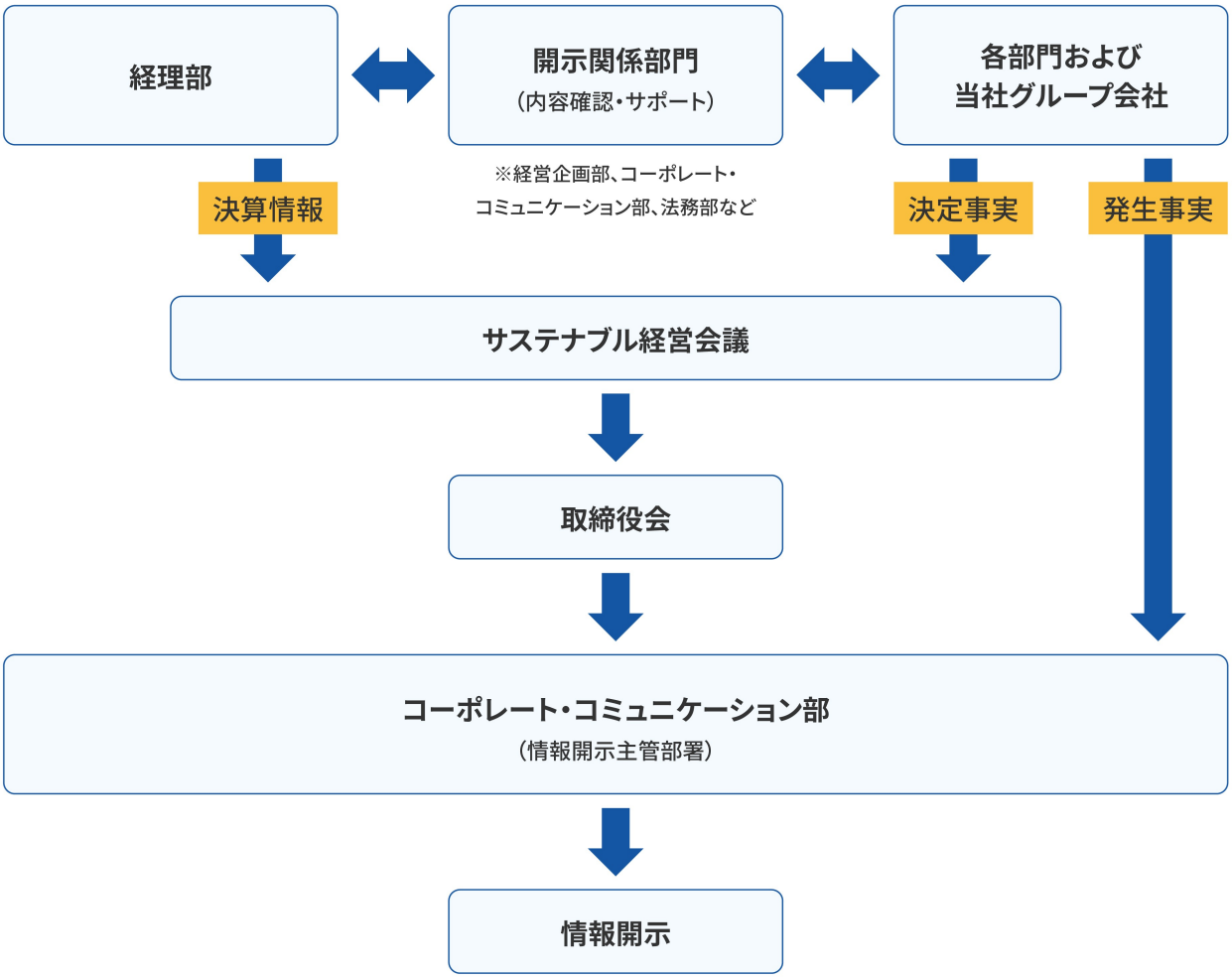
経理部
開示関係部門
（内容確認・サポート）
各部門および
当社グループ会社
※経営企画部、コーポレート・
コミュニケーション部、法務部など
決算情報
決定事実
発生事実
サステナブル経営会議
取締役会
コーポレート・コミュニケーション部
（情報開示主管部署）
情報開示